

社会的ハイリスク妊婦とその出生児の抱える問題

酒井 さやか

久留米大学医学部小児科学講座

日本での児童相談所における児童虐待の相談件数は年々増加の一途を辿っており、2018年度は159,850件と過去最多であった。一方、2018年に成育基本法が制定され、全ての妊産婦や子どもに対し妊娠期からの切れ目ない支援を提供することが推進されている。社会的ハイリスク妊婦は出産後の養育困難が予測される妊婦と一般的に捉えられ、児童虐待との因果関係が強く示唆されている。妊娠期からの児童虐待防止対策が推進され、社会的ハイリスク妊婦への対応は一層重要で急務な課題である。

社会的ハイリスク妊婦とその出生児の実態を調査し、児童虐待を防ぐことを目的とし、福岡県飯塚病院で研究を行った。飯塚病院は医療人口13万人の地域にあり、2013年～2016年の合計2,342の分娩から医療記録をもとに後方視的に検討した。社会的ハイリスク妊婦の頻度、要因、状況、および出生児に対する社会的介入について抽出を行った。社会的ハイリスク妊婦は538人（23%）で、関連する要因（重複あり）は、経済的問題（258件、48%）、精神疾患（139件、26%）、若年妊娠（112件、21%）、多胎妊娠（90件、17%）、妊娠葛藤（73件、14%）であった。また64人（12%）の妊婦は妊娠後期に妊婦健診を初診したか、妊婦健診未受診であった。社会的ハイリスク妊婦の出生児は71症例で児童虐待が強く疑われ院内児童虐待防止委員会が介入し、55症例で児童相談所が介入した。22人の出生児が児童養護施設に入所し、4人の児が不詳の死の転帰を辿った。

社会的ハイリスク妊婦は、さまざまな社会的問題を抱えており、子育て支援のために多職種・多機関での連携を行っていた。今後も妊娠期から親子の問題に積極的に関わる必要があると考える。社会的ハイリスク妊婦は妊娠期より関わりを持ち、多職種での連携や早期介入を行うことが児童虐待予防に必要であると考えられる。